

青梅市規則第28号

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月1日

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第11条の2を第11条とする。

第15条第1号中「国通知」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下第39条において「国通知」という。）」に改め、「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加える。

第26条の前の見出しおよび同条を削る。

第27条に見出しとして「（条例別表第2第2項の表の規則で定める事務および情報）」を付し、同条第1号中「住登外者宛名情報」を「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」に改め、同条を第26条とする。

第28条第1号ウ中「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項もしくは第3項の支援給付の支給の実施または平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）」に改め、同条を第27条とする。

第29条を第28条とし、第30条を第29条とし、第31条を第30条とし、第32条を第31条とし、第33条を第32条とし、第34条を第33条とし、第35条を第34条とし、第35条の2を第35条とする。

第36条の2第8号ア中「医療保険各法」の次に「（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）ま

たは地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）をいう。）」を加え、同号イ中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。